

2020.04.01

PL レポート(製品安全) <2020 No.1>

■ 「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第1 営業日に発行し、製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス

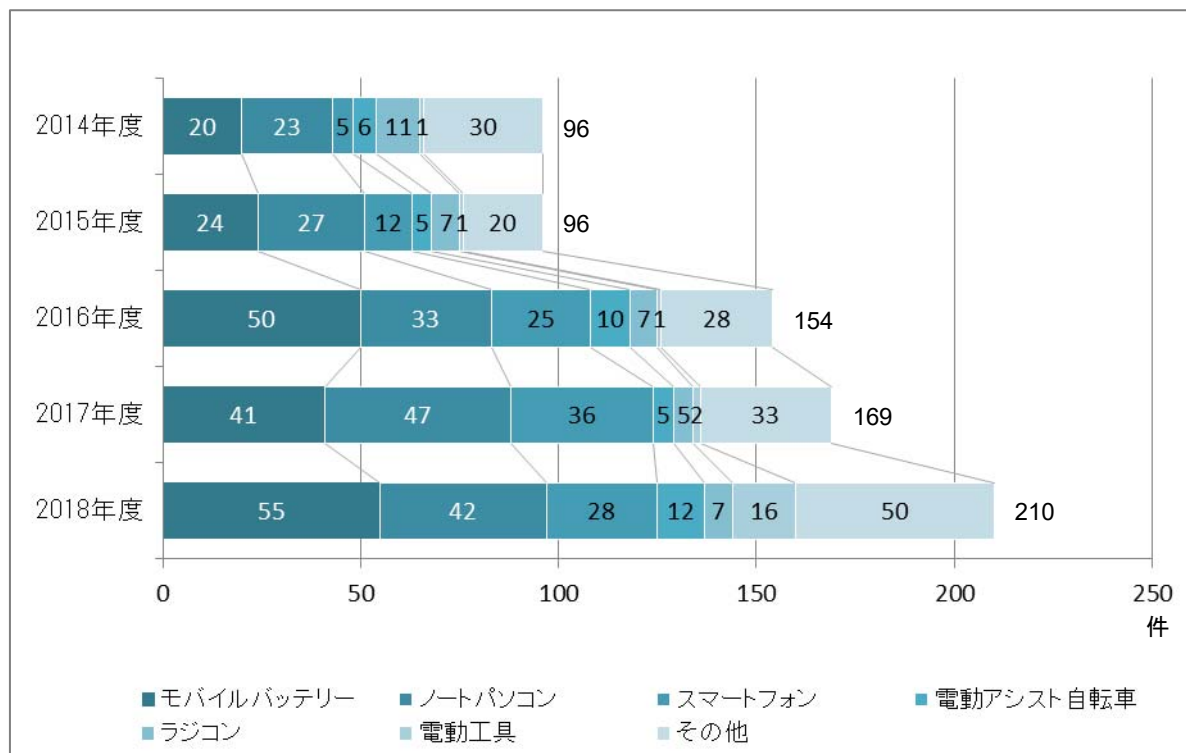
ONITE が「2018 年度事故情報収集・調査報告書」を公表

(2020 年 2 月 28 日 独立行政法人製品評価技術基盤機構)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (以下、「NITE」) は、2 月 28 日、「2018 年度事故情報収集・調査報告書」を公表しました。本報告書は、2018 年度の重大製品事故情報及び非重大製品事故情報の収集状況や、同年度中に NITE が実施した事故原因の調査を取りまとめたものです。

今回、本報告書では特記事項として、過去 5 年間のリチウムイオンバッテリー (以後、「LIB」) 搭載製品の事故発生報告件数の増加傾向を指摘しています。(図参照)

図 過去 5 年間の年間の LIB 搭載製品の事故発生報告件数



※出典：「2018 年度事故情報収集・調査報告書」のデータをもとに弊社にて作成

NITE は、ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマートフォンに搭載されている LIB の事故が事故件数の増加を押し上げていると分析しています。

また、経済産業省は、2019 年 8 月に、インターネットモール上で出品・販売された純正品ではないコードレス掃除機用の LIB を製品に取り付けたことにより、充電中に LIB から発火し、

火災となった事故が多数発生していることを受けて、純正品以外の LIB の使用を中止するよう注意喚起をしています。

LIB 搭載製品は、小型で高密度のエネルギーを蓄えることができることから、今後ますます市場に流通していくことが予想されます。このため、完成品メーカーは製品に搭載する LIB の徹底した品質管理がさらに求められるのはもちろんのこと、市場で流通している純正品より廉価な LIB を消費者が購入するという行動も見据えて、純正品以外の LIB が取り付けられた場合のリスクアセスメントが求められているものといえます。

出所：独立行政法人製品評価技術基盤機構「2018 年度事故情報収集・調査報告書」

<https://www.nite.go.jp/jiko/report/annual/2018fy/2018.html>

海外トピックス

○英国製品安全基準局が電子タバコのバッテリーの使い方に関して注意喚起

(2020 年 2 月 17 日 英国製品安全基準局)

英国製品安全基準局は 2020 年 2 月 17 日、稀なケースではあるものの、バッテリーに起因する爆発や大怪我が発生しているとして、電子タバコのバッテリーの使い方に関しての注意喚起を行いました。

同局によると、以下の点に注意することでバッテリーに起因する爆発や火災のリスクを下げることができるとしています。

- ・ 充電は付属の充電器のみを使用し、充電中は定期的に電子タバコ（以下、「デバイス」）を確認する。また、完全に充電されたらデバイスを取り外す。
- ・ デバイスは汚れていない平らな面に置き、容易に発火する物から離す。充電中ははっきり見えるところに置いておく。
- ・ 取扱説明書の安全等に関する事項を読み、それに従う。
- ・ 安全機能を備えたデバイスを使用し、安全機能を無効にしない。
- ・ 純正バッテリーのみを使用する。バッテリーを金属に触れさせないようにし、予備のバッテリーはプラスチックケースに保管する。また、子供の手の届かないところに保管する。
- ・ バッテリーを定期的にチェックし、損傷していたり、機能していない場合は速やかに交換する。また、廃棄の際は適切に処理する。
- ・ 直射日光にさらしたり、寒い夜に車の中に放置したりして、デバイスが極端な温度にならないようにする。

今回示された注意事項は、これまでも関係各所より示されてきたものであり、たとえば、今年 1 月には、米国連邦航空局が、電子タバコのリチウムイオン電池は火災のリスクがあるとして、航空機に乗る際には機内持ち込みのみを認めただうえで、誤って電源が入らないように保護ケースに入れるか、電池を外してプラスチック製の袋に入れて持ち込むといった対応を求めているところだ。

英国や米国の当局が、こうした注意喚起を行っているという事実は、電子タバコを使用する消費者が、こうした注意を怠っていることの表れでもあるといえます。これは、電子タバコに限った話ではなく、ワイヤレス・イヤホンなどリチウムイオン電池を搭載して顔や頭の近くで使用したり、装着する製品が近年増えてきており、これらの製品においては、電子タバコと同

様のリスクを抱えているといえます。

リチウムイオン電池を搭載する製品を取り扱う事業者においては、安全性を高めた設計を行うことはもちろんのこと、こうした消費者の行動を十分に考慮して、安全に用いるための注意喚起や啓発に注力していくことが強く求められています。そのためには、製品の取扱説明書や現品に安全上重要な指示警告を明記するだけでなく、販促活動時に電池の取り扱い上の注意点も併せて説明するなど、小売りや流通、ネットモール事業者なども巻き込んだ取組も求められるでしょう。

出所：英国製品安全基準局のリリース

<https://www.gov.uk/government/news/take-charge-of-battery-safety-when-using-e-cigarettes>

米国連邦航空局のリリース

<https://www.faa.gov/news/updates/?newsId=94952>

○インターネットモール運営事業者は製造物責任を負うか？問われる米国の司法判断

(2020年2月19日 米国・連邦第3巡回区控訴裁判所大法廷)

インターネットモール内の出店者が販売した製品で事故が発生した場合、インターネットモール運営事業者（以下、「モール事業者」）は製品の「販売業者」として製造物責任を負うか。これを争点とした口頭弁論が2月19日、米国・第3巡回区連邦控訴裁判所の大法廷で開かれました。

米国においては、製造業者と並び、販売業者も製造物責任の責任主体とされています。インターネットモールにおいて、モール事業者が自ら仕入れた製品を消費者に直販する場合、モール事業者が販売業者にあたることは明らかです。一方で、インターネットモール上の出店者が製品を販売する場合、モール事業者は出店者の取扱品の仕入れや販売に関与しておらず、商品情報をサイト上に掲載し、消費者からの注文を受け付け、支払処理を行うのみです。こうした場合でもモール事業者は販売業者として、製造物責任を問えるのか、米国では未だ裁判所の見解が定まっていません。

本件の発端は2015年1月に起きた製品事故です。被害者は犬の散歩中、首輪と巻取式のリードをつなぐ部品が破断したことにより、急速に巻き戻ったリードの直撃を顔面に受け、左目を失明しました。問題の首輪はネットモールを通じて購入したものでしたが、事故の後に販売業者である出店者は所在不明になり、製造業者にも連絡がつかせませんでした。そのため、被害者はモール事業者に対し、製造物責任に基づく損害賠償を求める訴えを提起しました。

連邦地裁は、被害者の居住するペンシルベニア州の法律に照らした上で、モール事業者は販売業者に該当しないと判断しました。

しかし、昨年7月の控訴審においては、3名の裁判官からなる合議体が2対1の僅差にてモール事業者は販売業者にあたるという判断を下しました。

連邦控訴審は、競売会社が販売業者にあたるかが争われたペンシルベニア州最高裁の判決を引用し、販売業者にあたるかは次の4つの要件に基づいて判断すべきとしました。

- ① 当該事業者は問題の製品の商流において、被害者が求償できる唯一の存在であるか
- ② 当該事業者が厳格責任（製造物責任）を問うことが製品安全の実現に資するか
- ③ 消費者と比して当該事業者サイドが、欠陥を有する製品の流通を防げる立場にあるか
- ④ 当該事業者は欠陥から生じた損害への補償費用をその事業内で分配できるか

その上で、控訴審は次のように判断しました。

- ① 本件モール事業者と出店者との間の取引契約において、出店者はモール事業者を通じてのみ購入者に連絡ができると定められている。このため、出店者は購入者から自らの存在を隠すことができる一方、事故の被害者は、直接出店者と連絡を取ることができない。また、本件においては事故の発生後、被害者およびモール事業者のいずれも販売業者の所在を特定できていない。ここから、本件被害者にとって本件モール事業者が求償できる唯一の存在であるといえる。
- ② 本件モール事業者は、自らが製品の設計者や製造者と関係性を有していないことをもって、製造物責任を問われても安全向上につながらないと主張する。しかしながら、モール事業者は出店者との取引契約において、販売中のいかなる製品についても自己の裁量でもって販売を中止させるなどの権限を与えられている。よって、モール事業者に製造物責任を問うことは、モール事業者が安全性に問題のある製品をウェブサイトから取り除く動機につながるといえる。
- ③ モール事業者は、将来的に取引が繰り返されることへの期待から、出店者と継続的な関係を築く動機がある。また、顧客からの通報を通じて欠陥を有する製品の存在を認知できる。これらの事情から、欠陥を有する製品の流通を防げる立場にあるといえる。
- ④ 本件モール事業者は出店者との間の取引契約において、いかなる請求や損害等についてもモール事業者を免責とし、出店者が責任を負う形とすることで、補償費用が発生した場合に備えている。

控訴審は以上のことから、モール事業者が販売事業者に該当すると認定した上で、出店者の取扱品についてもモール事業者に製造物責任を問うことができるとしました。

この控訴審判決は、連邦裁判所が初めてモール事業者の責任を認めた事例であるとされ、関係者から高い関心が寄せられました。

ところが、モール事業者による大法廷再審理申立を受け、第3巡回区控訴裁判所の裁判官全員による採決を行った結果、過半数の裁判官が大法廷による再審理を求めました。

これは、控訴審裁判所として、本事案及び今後の同種事案について統一的な判断を行う必要性があると判断されたもので、先の控訴審判決が取り消されることを意味します。今後、大法廷においては、以前の判決を復活させるか、その一部を修正するか、または審理を差し戻すか、いずれかの判断を下すこととなります。最終的な結論が出るのは今年後半と予想されます。

同様の事件が全米各地で争われる中、第3巡回区控訴裁判所の大法廷が示す判断は、他の裁判所にも影響を及ぼす可能性があり、今後の審理の動向は継続して注目する価値があるといえます。

出所：米国・連邦第3巡回区控訴裁判所の判決文

<https://www.hh-law.com/oberdorfdecision.pdf>

大法廷再審理申立書

<https://www.hh-law.com/Oberdorfenblanc.pdf>

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & ADインターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & ADインターリスク総研 2020